相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市飯坂町茂庭字芦原五五番地、最後の住所福島県福島市飯坂町平野字天平下六番地の一七　二番

被相続人　亡　今野　雄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

事務所福島県福島市五老内町六番九号

相続財産管理人　弁護士　鈴木　芳喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市高郷町磐見字栃窪甲一七一八番地、最後の住所福島県会津若松市東年貢一丁目一一番一八号

被相続人　亡　目黒　孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

福島県会津若松市中央二丁目九番一八号

相続財産管理人　司法書士　水戸　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区上小町一二六五番地、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上一四四五番地一　田口清方

被相続人　亡　新藤　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一〇―三　イチカワビルＶ四階みゆき法律事務所

相続財産管理人　山本　美雪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市本中山四丁目五九八番地、最後の住所千葉県我孫子市柴崎台一丁目九番二五―八〇六号カーサ天王台

被相続人　亡　池田　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

事務所千葉県野田市野田七五六―一　サンセール一〇二　野田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松澤　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田市鎌沢字児墓一五三番地二、最後の住所東京都文京区湯島四丁目五番二―九〇一号

被相続人　亡　伊東　雅洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

東京都千代田区神田小川町三―二八―七昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区富岡一丁目二一番、最後の住所東京都江東区南砂二丁目三番八―九〇四号

被相続人　亡　樋口　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

東京都千代田区麹町四―八―二六ロイクラトン麹町一階倫総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮川　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市大手町一丁目五二番地、最後の住所東京都豊島区西巣鴨二丁目一番七号今井荘一〇三号

被相続人　亡　今井　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区本町四丁目四番、最後の住所東京都練馬区中村三丁目三三番一五号グレースメイト鷺ノ宮

被相続人　亡　亀井　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

東京都千代田区神田神保町三丁目二三番地　新聞之新聞ビル三〇五号室菅野綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院四九七番地、最後の住所横浜市旭区中尾一丁目一七番一三号

被相続人　亡　海堀　耕次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

横浜市中区南仲通一丁目六番関内ＮＳビル二階

相続財産管理人　弁護士　庄司　道弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市湯田一丁目四〇番地、最後の住所山梨県山梨市上神内川一四〇八番地リバーシティⅠ―一〇六

被相続人　亡　雨宮　礼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル三階清水毅法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　英恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡下諏訪町六二四八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小川　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

長野県諏訪市湖岸通り四丁目九番一一号　弁護士法人斎藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三井　智和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡豊丘村大字神稲五五一八番地、最後の住所長野県下伊那郡高森町下市田一四四一番地　被相続人　亡　片桐　兼義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

長野県下伊那郡松川町生田六一九番地

相続財産管理人　清水　俊平

第47期決算公告

平成29年3月28日

千葉県市川市八幡三丁目3番1号

株式会社京葉アドサービス

代表取締役社長　新井　靖彦

貸借対照表の要旨（平成29年1月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	115,104
	固定資産	1,242
	合計	116,347
負債及び純資産の部	流動負債	10,308
	固定負債	3,450
	株主資本	102,589
	資本金	10,000
	利益剰余金	92,589
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	90,089
	（うち当期純利益）	（4,613）
	合計	116,347